

推定感染源が飲食関係の市町村別陽性者数について
(11月29日～3月6日(速報値))

(確定日ベース)

	11/29- 12/5	12/6- 12/12	12/13- 12/19	12/20- 12/26	12/27- 1/2	1/3-1/9	1/10- 1/16	1/17- 1/23	1/24- 1/30	1/31- 2/6	2/7- 2/13	2/14- 2/20	2/21- 2/27	2/28- 3/6	計
那覇市	25	15	12	18	16	29	22	32	10	12	9	16	17	18	251
宜野湾市	5	2	3	3	1	5	3	3	1	0	0	0	0	1	27
石垣市	1	0	0	3	15	9	2	0	0	0	0	0	0	0	30
浦添市	9	8	2	4	3	13	9	2	5	4	0	1	3	1	64
名護市	9	7	16	7	9	6	5	1	2	1	1	0	0	0	64
糸満市	0	1	1	0	0	2	18	14	6	1	0	1	0	1	45
沖縄市	7	9	2	1	1	15	2	4	5	1	0	1	0	0	48
豊見城市	0	0	5	1	1	5	0	4	2	1	1	1	0	2	23
うるま市	3	5	0	1	0	1	4	5	3	1	0	0	1	0	24
宮古島市	1	1	1	5	1	4	3	11	16	0	0	0	0	0	43
南城市	1	2	0	0	0	8	6	3	0	0	1	0	0	0	21
北部保健所	2	3	4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
中部保健所	2	0	2	4	2	4	4	3	1	1	0	0	1	0	24
南部保健所	5	0	2	1	1	6	10	7	2	0	0	1	1	0	36
他県	0	0	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	7
合計	70	53	50	60	50	111	88	89	53	22	12	21	24	23	726

割合	11/29- 12/5	12/6- 12/12	12/13- 12/19	12/20- 12/26	12/27- 1/2	1/3-1/9	1/10- 1/16	1/17- 1/23	1/24- 1/30	1/31- 2/6	2/7- 2/13	2/14- 2/20	2/21- 2/27	2/28- 3/6	計
那覇市	36%	28%	24%	30%	32%	26%	25%	36%	19%	55%	75%	76%	71%	78%	35%
宜野湾市	7%	4%	6%	5%	2%	5%	3%	3%	2%	0%	0%	0%	0%	4%	4%
石垣市	1%	0%	0%	13%	30%	8%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	4%
浦添市	13%	15%	4%	7%	6%	12%	10%	2%	9%	18%	0%	5%	13%	4%	9%
名護市	13%	13%	32%	12%	18%	5%	6%	1%	4%	5%	8%	0%	0%	0%	9%
糸満市	0%	2%	2%	0%	0%	2%	20%	16%	11%	5%	0%	5%	0%	4%	6%
沖縄市	10%	17%	4%	2%	2%	14%	2%	4%	9%	5%	0%	5%	0%	0%	7%
豊見城市	0%	0%	10%	2%	2%	5%	0%	4%	4%	5%	8%	5%	0%	9%	3%
うるま市	4%	9%	0%	2%	0%	1%	5%	6%	6%	5%	0%	0%	4%	0%	3%
宮古島市	1%	2%	2%	8%	2%	4%	3%	12%	30%	0%	0%	0%	0%	0%	6%
南城市	1%	4%	0%	0%	0%	7%	7%	3%	0%	0%	8%	0%	0%	0%	3%
北部保健所	3%	6%	8%	17%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	3%
中部保健所	3%	0%	4%	7%	4%	4%	5%	3%	2%	5%	0%	0%	4%	0%	3%
南部保健所	7%	0%	4%	2%	2%	5%	11%	8%	4%	0%	0%	5%	4%	0%	5%
他県	0%	0%	0%	3%	0%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	4%	0%	1%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※飲食関係の従業員も含めている。

※クラスター発生箇所等店舗箇所が分かる場合は該当市町村に計上

外出自粛要請の効果について (12月第1週との比較)

【繁華街エリア：12月第1週との比較：各金・土曜日21時時点】

No.	市町村名	地域名	要請開始日	22時までの時短要請			20時までの時短要請						緊急事態宣言下 平均
				12/18・19	12/25～1/9	1/15・16	1/22・23	1/29・30	2/5・6	2/12・13	2/19・20	2/26・27	
1	名護市	みどり街周辺	12月25日	▲ 7.3	▲ 37.3	▲ 28.6	▲ 56.2	▲ 52.1	▲ 55.8	▲ 54.2	▲ 49.6	▲ 54.9	▲ 53.8
2	沖縄市	中の町・ゲート通り周辺	12月17日	▲ 7.0	▲ 11.6	▲ 15.2	▲ 29.2	▲ 30.6	▲ 31.5	▲ 29.0	▲ 26.9	▲ 25.0	▲ 28.7
3	那覇市	松山周辺	12月17日	▲ 1.8	▲ 15.2	▲ 20.5	▲ 34.6	▲ 33.1	▲ 33.3	▲ 32.6	▲ 31.6	▲ 27.7	▲ 32.1
4	〃	久茂地周辺	〃	▲ 0.4	▲ 13.0	▲ 36.1	▲ 50.1	▲ 47.4	▲ 46.6	▲ 49.8	▲ 46.6	▲ 45.2	▲ 47.6
5	〃	てんぶす那覇周辺 (桜坂・平和通り等)	〃	▲ 2.5	▲ 12.9	▲ 22.8	▲ 41.2	▲ 34.0	▲ 33.4	▲ 38.0	▲ 32.0	▲ 24.0	▲ 33.8
6	〃	栄町周辺	〃	▲ 2.1	▲ 12.4	▲ 8.7	▲ 31.7	▲ 35.6	▲ 34.2	▲ 30.2	▲ 22.4	▲ 32.5	▲ 31.1
7	浦添市	屋富祖周辺	12月17日	0.9	▲ 7.1	▲ 6.8	▲ 24.5	▲ 22.2	▲ 15.1	▲ 15.5	▲ 21.0	▲ 9.7	▲ 18.0
8	宜野湾市	普天間周辺	12月25日	17.1	9.3	▲ 0.6	▲ 12.1	▲ 13.6	▲ 6.3	▲ 18.3	▲ 17.2	▲ 5.2	▲ 12.1
9	宮古島市	西里通り・下里通り等周辺	1月12日	1.2	▲ 19.3	▲ 26.4	▲ 46.1	▲ 51.1	▲ 47.4	▲ 45.8	▲ 42.7	▲ 35.5	▲ 44.8
10	石垣市	美崎町周辺	1月12日	▲ 5.6	▲ 25.3	▲ 49.6	▲ 76.4	▲ 70.7	▲ 67.5	▲ 67.5	▲ 57.1	▲ 44.4	▲ 63.9
		10地点平均		▲ 0.8	▲ 14.5	▲ 21.5	▲ 40.2	▲ 39.0	▲ 37.1	▲ 38.1	▲ 34.7	▲ 30.4	▲ 36.6

【商業エリア：12月第1週との比較：各土・日曜日21時時点】

No.	市町村名	地域名	12/19・20	12/26～1/10	1/16・17	不要不急の外出自粛						緊急事態宣言下 平均
						1/23・24	1/30・31	2/6・7	2/13・14	2/20・21	2/27・28	
		県内5カ所	21.2	15.0	▲ 18.5	▲ 44.3	▲ 36.6	▲ 39.8	▲ 34.4	▲ 34.5	▲ 26.9	▲ 36.1

※ KDDI(KDDI Location Analyzer)のサービスに基づく資料

資料7-3

市町村見回り活動調査(第7回目調査)

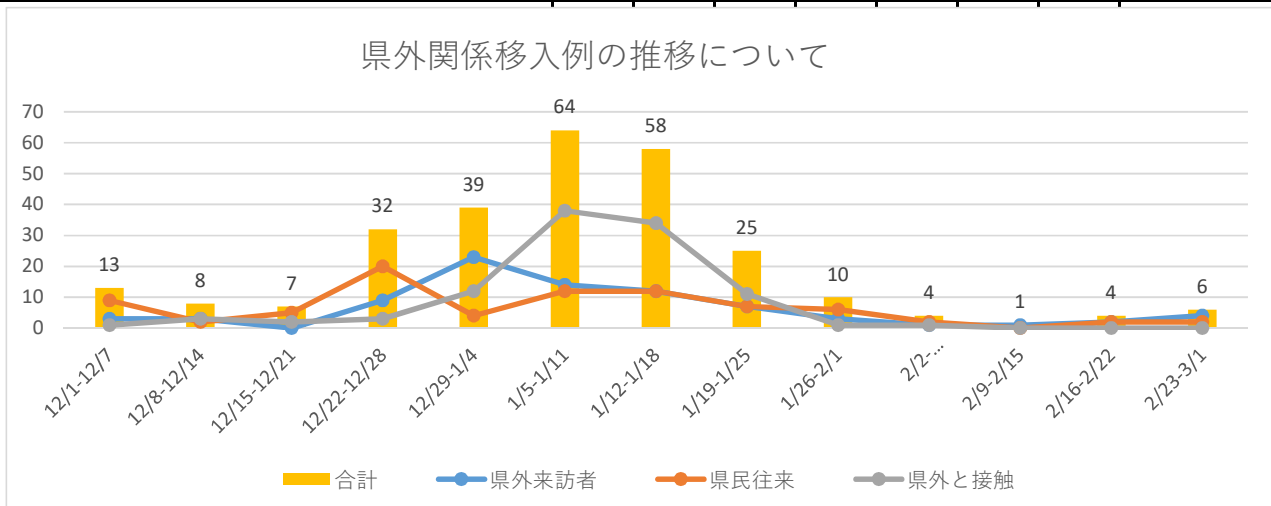
3月1日(月)時点

市町村名	2/19～2/25の見回り活動実績	2/26～2/28の見回り活動実績
1 那覇市	消防職員が毎日巡回実施。消防による巡回は夕方。時短要請への協力状況は未確認。	消防職員が毎日巡回実施。消防による巡回は主に夕方。 栄町、おもろまちエリアで先週末よりも多くの店舗が20時以降営業していた。
2 宜野湾市	2月19日普天間地区見回り。約9割協力 24日真栄原地区車両巡回。10割協力	2月26日普天間地区見回り。約9割協力
3 石垣市	活動実績無し。	活動実績無し。
4 浦添市	消防と分担して毎日車両巡回実施。9割以上の店舗が協力。	消防と分担して毎日車両巡回実施。9割以上の店舗が協力。2月26日はシーサー通り店舗訪問実施。
5 名護市	2月22日、25日に見回り実施。約95%の店舗が協力	2月27日に見回り実施。約95%の店舗が協力
6 糸満市	2月19日、20日に車両巡回実施。約95%の店舗が協力している。 公園やビーチで遊んでいたりキャンプして滞留していたグループ等に帰宅を促す。	2月26日、27日に車両巡回実施。約95%の店舗が協力している。 ビーチでキャンプして滞留していたグループ等に帰宅を促す。繁華街等にて注意喚起実施。
7 沖縄市	2月19日、22日、25日、日中(13～15時)に広報車による巡回及び周知活動を実施。	2月26日、日中(13～15時)に広報車による巡回及び周知活動を実施。
8 豊見城市	2月19日、20日、22日見回り実施。対象店舗の96%が協力。	2月26日、27日見回り実施。対象店舗の96%が協力。
9 うるま市	2月19日車両巡回実施。ほとんどの店舗が時短要請に協力している。	2月26日具志川地区の車両巡回実施。ほとんどの店舗が時短要請に協力している。
10 宮古島市	2月22日、23日、24日、26日自転車及び車両巡回。時短要請に協力していない店舗4件確認。	照会中
11 南城市	2月19日、25日エリアを分けて見回り実施。9～10割の店舗が協力。	2月26日見回り実施。約9割の店舗が協力。
12 国頭村	2月19日、24日見回り実施。協力率100%	2月26日、27日見回り実施。協力率100%
13 大宜味村	実績無し。	実績無し。
14 東村	2月22日、24日に戸別訪問実施。全店舗協力	実績無し。
15 今帰仁村	2月12日、15日見回り実施 ほとんどの店舗が協力	2月26日見回り実施 ほとんどの店舗が協力
16 本部町	2月25日見回り実施。ほぼ全店舗協力	照会中
17 恩納村	2月19日に車両巡回実施。ほとんどの店舗が休業または時短営業。	2月26日に車両巡回実施。ほとんどの店舗が休業または時短営業。
18 宜野座村	2月24日、25日車両巡回実施。全ての対象店舗が協力。	実績無し。
19 金武町	2月21日、23日、25日車両巡回実施。20時以降営業店舗無し。	2月27日車両巡回実施。20時以降営業店舗無し。

20	伊江村	車両及び徒歩にて毎日見回り実施。1店舗以外協力	車両及び徒歩にて毎日見回り実施。1店舗以外協力
21	読谷村	2月19日、24日車両にて目視巡回実施 期間中の時短実施率約98.5～98.8%	照会中
22	嘉手納町	2月20、23日、25日見回り実施。全ての対象店舗が20時には閉店	2月27日見回り実施。全ての対象店舗が20時には閉店
23	北谷町	2月19日、20日、22日に商工会と連携して見回り実施。多くのお店舗が協力。美浜エリア等で1～10店舗が日によって20時以降営業。	2月26日、27日に商工会と連携して見回り実施。多くのお店舗が協力。美浜エリア等で1～2店舗が日によって20時以降営業。
24	北中城村	イオンモールライカム内はライカム担当者が毎日の見回り実施。全61店舗協力。 ライカム以外のエリアは、2月23日村職員が見回り実施。全対象店舗20時までに閉店。	イオンモールライカム内はライカム担当者が毎日の見回り実施。全61店舗協力。
25	中城村	2月25日に見回り実施。2～3店舗の遊興施設が20時以降営業継続していた。	実績無し。
26	西原町	2月19日、22日、24日車両巡回。町内全域においてほとんどの店舗が時短要請に協力しているが、一部店舗(スナック等)については協力に依拠してなかった。	2月26日、28日車両巡回。町内全域においてほとんどの店舗が時短要請に協力しているが、一部店舗(スナック等)については協力に依拠してなかった。
27	与那原町	実績無し。	2月26日に繁華街等を見回り実施。一部店舗(ガールズバー、キャバクラ)以外は時短要請に協力。
28	南風原町	2月19～20日、22日、24日見回り実施。ほぼ閉店。電気が付いている店舗もあるが、営業しているかは不明。	2月26日、27日見回り実施。ほぼ閉店。電気が付いている店舗もあるが、営業しているかは不明。
29	渡嘉敷村	2月19日、22日、24日対象店舗を戸別訪問。協力率100%	2月26日対象店舗を戸別訪問。協力率100%
30	座間味村	2月23日以外、毎日座間味島内の見回りを実施。協力率100%	2月26日、28日座間味島内の見回りを実施。2月28日慶留間島・阿嘉島の職員に状況聞き取り。協力率100%
31	粟国村	毎日対象店舗を戸別訪問。協力率100%	毎日対象店舗を戸別訪問。協力率100%
32	渡名喜村	2月19日～24日見回り実施。協力率100%	毎日見回り実施。協力率100%
33	南大東村	毎日村役場職員による全店舗見回り確認 全店舗の夜間閉店を確認	照会中
34	北大東村	毎日全店舗を見回り実施。協力率100%	毎日全店舗を見回り実施。協力率100%
35	伊平屋村	土日を除き、毎日見回り実施。協力率100%	2月26日見回り実施。協力率100%
36	伊是名村	消防団員と連携し、日曜日を除き毎日戸別訪問、店内確認。協力率100%	消防団員と連携し、日曜日を除き毎日戸別訪問、店内確認。協力率100%
37	久米島町	車両及び徒歩にて毎日見回り実施。全ての対象店舗が協力	車両及び徒歩にて毎日見回り実施。全ての対象店舗が協力
38	八重瀬町	毎日見回り実施。1～2店舗のみ20時以降も営業。	毎日見回り実施。1～2店舗のみ20時以降も営業。
39	多良間村	毎日見回り実施。協力率100%	毎日見回り実施。協力率100%
40	竹富町	各離島地区の区長に依頼し毎日見回り実施。要請に協力しない対象店舗無し。	各離島地区の区長に依頼し毎日見回り実施。要請に協力しない対象店舗無し。
41	与那国町	2月19日、20日見回り実施。協力率100%	2月26日見回り実施。協力率100%

移入例の陽性者数の速報値について

	12/1-12/7	12/8-12/14	12/15-12/21	12/22-12/28	12/29-1/4	1/5-1/11	1/12-1/18	1/19-1/25	1/26-2/1	2/2-2/8	2/9-2/15	2/16-2/22	2/23-3/1	総合計
県外来訪者	3	3	0	9	23	14	12	7	3	1	1	2	4	52
県民往来	9	2	5	20	4	12	12	7	6	2	0	2	2	52
県外と接触	1	3	2	3	12	38	34	11	1	1	0	0	0	59
合計	13	8	7	32	39	64	58	25	10	4	1	4	6	271
全体に占める割合	5%	3%	4%	13%	14%	15%	10%	5%	2%	1%	1%	4%	6%	7%
全体の発患者数	260	238	167	250	281	427	594	555	509	282	106	108	108	3,885
内1都3県	8	1	3	19	34	39	20	6	1	2	1	2	0	136
移入例に占める割合	62%	13%	43%	59%	87%	61%	34%	24%	10%	50%	100%	50%	0%	50%



※9月から11月までの全体の3% (N = 2187) から年末年始にかけて増加した。

※11月末から感染が拡大した大阪府や愛知県からの往来、年末は殆ど首都圏関連である。

※年始からは首都圏等への帰省原因及び帰省者との交流による移入例が増加している。

※緊急事態宣言中は、県民との交流による感染が減少、仕事・受験・学生の往来が主となっている。

【参考：首都圏等の10万人当たりの新規陽性者数】

	12/1-12/7	12/8-12/14	12/15-12/21	12/22-12/28	12/29-1/4	1/5-1/11	1/12-1/18	1/19-1/25	1/26-2/1	2/2-2/8	2/9-2/15	2/16-2/22	2/23-3/2
東京都	21.91	25.22	30.81	37.34	46.01	90.75	75.17	56.03	40.95	27.82	18.97	16.48	13.18
神奈川県	12.45	15.95	20.27	30.49	33.01	55.87	66.27	45.94	28.26	15.40	10.13	9.18	8.22
埼玉県	13.46	15.45	17.05	22.25	23.64	40.80	40.03	33.86	23.90	20.24	13.99	12.27	8.84
千葉県	8.15	11.98	14.38	19.44	23.64	42.67	49.69	45.44	31.38	22.03	13.20	15.22	13.44
愛知県	17.58	18.32	18.60	20.78	19.30	31.50	23.96	19.98	15.60	8.44	6.75	4.70	3.67
大阪府	27.92	26.98	23.85	21.09	22.46	43.93	40.75	36.30	24.60	14.69	9.31	7.11	5.46
沖縄県	17.91	15.92	11.67	15.92	18.33	31.44	35.90	40.50	36.38	20.77	7.75	6.72	7.40
全国平均	12.21	14.11	14.82	17.99	19.56	35.75	33.16	26.18	18.46	11.93	8.05	6.82	5.42

新型コロナウイルスワクチン対策チーム進捗状況報告

I. 医療従事者向け進捗状況

1. 医療従事者向け接種者数の把握

→各市町村からとりまとめ、2月17日に国（厚生労働省）へ報告済み。

沖縄県全体：57,246名

（内訳：北部5,082名、中部18,409名、浦添4,921名、南部11,286名、那覇13,611名、宮古1,676名、八重山2,261名）

※ 3月5日から接種開始。

2. 基本型接種施設の決定

→超低温冷凍庫（ディープフリーザー）の設置する医療機関となる、基本型接種施設を決定。全23施設（内訳：北部2、中部7、南部4、浦添2、那覇5、宮古1、八重山2）

3. 連携型接種施設の選定

→基本型接種施設から払い出しを受ける連携型接種施設 **164** 施設を選定。

（内訳：北部11施設、中部50施設、浦添**15**施設、南部37施設、那覇36施設、宮古8施設、八重山7施設） ※浦添で1施設増。

4. 新型コロナワクチン（第1弾）の国からの発送が決定

→厚生労働省から、2月19日付け事務連絡において、沖縄県の出荷箱数が下記のとおり示された。全国1,000箱のうち、沖縄県には14箱が割り当てられた。

（配分の考え方）

都道府県から報告された接種予定者数の情報や医療従事者等に関する統計情報を基に、国が保管しているワクチンを段階的に各都道府県に配分する。

（第1弾・1回目分）14箱（2,730バイアル、13,650人分）

国から3月1日の週発送 7箱（1,365バイアル、6,825人分）

国から3月8日の週発送 7箱（1,365バイアル、6,825人分）

（第1弾・2回目分）14箱（2,730バイアル、13,650人分）

国から3月22日の週発送 7箱（1,365バイアル、6,825人分）

国から3月29日の週発送 7箱（1,365バイアル、6,825人分）

（沖縄県の方針）

新型コロナ入院患者を診ている重点医療機関を中心に病床数を考慮し配布。1週目の配布先としては、重症者を管理する病院を中心に、地域性も鑑み決定。

(3月1日の週)

- ①県立北部病院－北部地区医師会 ②県立中部病院 ③琉球大学
④浦添総合病院－牧港中央病院 ⑤南部医療センター－公立久米島病院
⑥県立宮古病院－宮古島徳洲会病院 ⑦県立八重山病院－石垣島徳洲会病院

(3月8日の週)

- ①中頭病院 ②中部徳洲会病院－県立精和病院
③ハートライフ病院－国立沖縄病院
④友愛医療センター－与那原中央病院 ⑤南部徳洲会病院－大浜第一病院
⑥那覇市立病院 ⑦沖縄赤十字病院－沖縄協同病院

Ⅱ. 住民向け進捗状況

1. 各市町村の住民接種体制の構築

→個別接種か集団接種か等含め、各市町村は、地区医師会と連携し検討中。
県では、今後、連携会議等で進捗状況を確認し、必要に応じ、支援を行っていく。

医療従事者の確保が課題となる。琉大病院・県立病院等に協力を依頼中。

2. 高齢者施設の入所者等への接種者数の把握

→住民向け接種でも優先順位上位となる高齢者、なかでも高齢者施設に入所する者及び施設従事者数を高齢者福祉介護課の協力を得て把握中。

3. アナフィラキシー（副反応）発生時の教材の作成

→接種時に起こる可能性のあるアナフィラキシーへの対応方法等について、教材を作成予定であり、琉球大学病院等と調整中。

4. 住民向けディープフリーザーの配置の決定

→4月からの接種に向け3月中に納入予定のディープフリーザー **106** 台の配置が決定。**3月5日に伊江村に到着済**。以後順次配送・配置予定。

(一部市町村は設置場所について調整中)。

医療従事者向けディープフリーザーと合わせて沖縄県内に **129** 台が配置予定。

5. 4月配分（高齢者向け）のワクチンについて

→4月5日の週に2箱、4月12日の週に10箱、4月19日の週に10箱(計22箱)がそれぞれ国から配分されるが、配分先市町村を選定する必要がある。

Ⅲ. 課題

1. 医療従事者の確保

医療従事者向け接種：概ね調整は済んでいる。

一般住民向け接種：地域のクリニックの参画が必要なことから、さらなる調整が必要。

緊急事態宣言が解除された地域等での感染再拡大を早期探知するよう、民間検査機関等を活用し、例えば、繁華街・歓楽街、大学、空港、駅等における検査（モニタリング検査）を実施し、感染の再拡大の端緒を適切に捉え、早期対応につなげる。

市中（歓楽街、大学、空港、駅等）におけるモニタリング検査による感染状況の把握

・件数の規模等 宣言が解除された地域等で、1日あたり1万件規模を想定

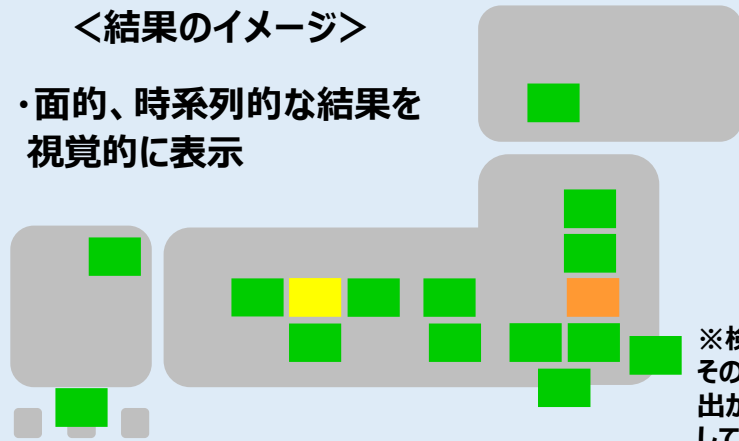
<モニタリング検査のイメージ>

・場所：解除地域の繁華街・歓楽街等
（※自治体や専門家の意見を踏まえて決定）

・件数：複数地点の合計で
1日1万件程度を目指し、
段階的に拡充

<結果のイメージ>

・面的、時系列的な結果を
視覚的に表示



※検査結果が陽性となったときは医療機関につなぎ、その上で、感染が確認された場合は、保健所に届出がなされる。その後、保健所から当該受検者に対して、入院、宿泊療養や自宅療養の調整がなされる。

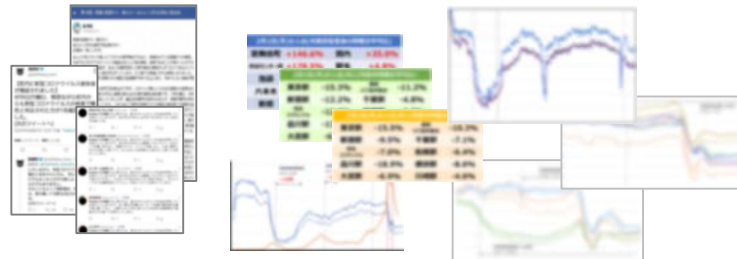
SNS/Web情報



データ解析

AI等を用いたデータ解析によって感染症の流行・拡大を早期に探知

- コロナ
- 発熱
- 咳
- 接触
- 味覚



各種調査等からの情報

行政検査、民間検査等における陽性率等のデータ



※モニタリング検査の結果、ホットスポットが発覚したら、必要に応じ早期対応につなげる。

2.検査の実施方法（想定）

- 令和3年1月に緊急事態宣言が発出された全国11都府県を中心に、地域の繁華街、大学、空港、駅等を中心に地点を複数選別し、PCR検査等を実施する。 ※当該検査は、行政検査には該当しない。
- 検査の実施は、以下のパターンを想定し、各自治体・団体と相談させていただき最も適した検査方法での検査を実施する。検査協力は自治体への依頼のほか、企業等への直接の連絡をしている場合がある。

検査方法のパターン

N O	種別	概要	検体採取・回収方法	想定する対象	自治体への 依頼	検査会社 (調整中) ※
①	団体検査型 ※同一の場所を一団体とする	各団体に所属する対象者（定期的に通う人：従業員・会員等）に対して、定期的（週に1回程度）検査を実施する	その場で採取 団体でまとめて配送	県庁・市役所 オフィス・工場 スポーツジム 等	職員を対象として 実施、実施団体の紹介	
2	健診時実施型	事業主より委託を受けた健診機関にて、健診受診者に対して検査を実施する	その場で採取 健診機関よりまとめて 配送	健診機関	実施団体の紹介	
3	スポット検査型	繁華街等に検査スポットを設置し、来場者に対して検査を実施する	その場で採取 スポットでまとめて配送	駅、空港、商業施設、 市庁舎等	実施場所の紹介	調整中
④	スポット配布型	繁華街等に検査キット配布場所を設置し、来場者に検査を依頼する ・スポットでは本人確認・検査予約・アプリ登録のみ実施する	採取は自宅 対象者が個別に郵送	駅、商業施設、市庁 舎 等	実施場所の紹介	
5	検査車出張型	検査車両を検体採取場所に配備し、車内で検体を採取する	その場で採取 車両単位で配送	住宅街（スーパー、ド ラッグストア）等	実施場所の紹介	調整中
6	モニター型	3月から8月末まで継続的に検査に協力いただける対象者を募集し定期的に（週に1回程度）検査を実施する	採取は自宅 対象者が個別に郵送	関心の高い層を募集	—	調整中

市町村	対象		2/28-3/6			累計		
	事業所数	対象者数	受検者数	陽性者数	陽性率	受検者数	陽性者数	陽性率
計	866	24,531	9,624	1	0.010%	32,510	5	0.015%
那覇市	167	4,630	2,160			5,858		
宜野湾市	46	1,178	892			1,668		
石垣市	28	875	71			831		
浦添市	56	1,506	670	1	0.15%	1,849	2	0.11%
名護市	47	1,141	786			2,071		
糸満市	29	785	734			1,427		
沖縄市	100	2,795	707			3,313	1	0.03%
豊見城市	38	1,312	590			1,716		
うるま市	69	1,708	507			2,144	1	0.05%
宮古島市	41	1,109				1,138		
南城市	30	1,064				1,014		
北部保健所管内	40	1,112	327			1,392		
中部保健所管内	96	2,799	1,308			4,779	1	0.02%
南部保健所管内	73	2,420	844			3,196		
宮古保健所管内								
八重山保健所管内	6	97	28			114		

<推移>	2/10-2/12	1,036	1	0.097%
	2/14-2/20	8,867		
	2/21-2/27	13,140	3	0.023%
	2/28-3/6	9918	1	0.010%

NAPP・TACO・RICCAの状況

1 NAPPの実績数

令和3年3月1日(月)～令和3年3月7日(日)

	今回 (3/1～7)		累計(2/3～25)
NAPP検査者	440	人	2,599
沖縄県民	235	人	1,686
沖縄県民以外	205	人	913
陽性者	1	人	2

2 TACO(那覇空港)の週間実績数

令和3年3月1日(月)～令和3年3月7日(日)

サーモグラフィー通過者	93,998	人	出発 42,237人 到着 51,761人 ・先週: 94,513人 (-515人)
発熱者数	0	人	
問診実施件数	0	件	
検査実施数	0	件	
電話対応件数	10	件	
うち健康相談・問診実施数	2	件	

3 RICCAの状況

	3/5時点		前回比(2/26)
登録者数	71,236	人	+2,818
登録事業者数(QRコード発行件数)	6,912	件	+356

国 関 連 資 料

1. 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知 (令和 3 年 3 月 5 日)
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長等について 1
2. 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 (令和 3 年 3 月 5 日) 閣副第 358 号
新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態措置の実施等について 2
3. 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡 (令和 3 年 2 月 26 日)
緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について 5

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定に基づき、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を、緊急事態措置を実施すべき区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することとされました。

また、同日、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

なお、本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、基本的対処方針等諮問委員会会長から、「緊急事態宣言の延長及び首都圏における感染再拡大防止策についての見解」として別紙3が提出されましたのでお知らせします。

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県におかれましては、別紙3に掲げられている7項目の対策について、後日、その項目ごとの取組状況をお伺いする予定ですので、ご承知おきください。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年3月5日変更）

（別紙3）緊急事態宣言の延長及び首都圏における感染再拡大防止策についての見解

（連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・高橋・石田・廣瀬・山野・鈴木・矢部

直通 03 (6257) 3086

e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

閣副第358号
令和3年3月5日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態措置の実施等について

新型コロナウイルス感染症対策については、令和3年1月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われました。緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年1月8日から令和3年2月7日までの31日間とされ、緊急事態措置を実施すべき区域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とされました。

令和3年1月13日には、特措法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更が行われました。

令和3年2月2日には、特措法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することとされました。

令和3年2月26日には、特措法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県に変更することとされました。

本日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、特措法第32条第3項に基づき、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県を、緊急事態措置を実施すべき区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することとされました。

また、同日、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

このことを踏まえ、特措法第2条第4号に規定する緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）等については、下記のとおり取り扱うこととしましたので、

その実施に当たっては、この趣旨に沿って適切に対処されるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村及び特措法第2条第8号に規定する指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。）にも、周知されるようお願いいたします。

なお、下記2に関し、政府対策本部長に報告した緊急事態措置のうち報告内容に変更等がない場合は、改めて報告する必要はありません。

記

1 緊急事態措置の実施に係る事前協議

基本的対処方針三（6）3）⑦において、「特定都道府県又は重点措置区域である都道府県等は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等を実施するに当たっては、あらかじめ政府と協議し、迅速な情報共有を行う。」とされていることを踏まえ、特措法第38条第1項に規定する特定都道府県知事（以下「特定都道府県知事」という。）又は重点措置区域である都道府県は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施にあたっては、政府に対し、事前に協議を行うこと。

2 緊急事態措置の実施に係る報告

基本的対処方針三（6）3）⑧において、「緊急事態宣言の期間中に様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。」とされていることを踏まえ、特定都道府県知事は、別紙様式第1により、緊急事態措置を実施した際は、遅滞なく、特措法第16条第1項に規定する政府対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）に対し、その旨及びその理由を報告するとともに、別紙様式第2により、特措法第38条第1項に規定する特定市町村長及び指定地方公共機関の長が緊急事態措置を実施した旨及びその理由に係る報告を取りまとめ、遅滞なく、政府対策本部長に報告すること。

3 緊急事態措置区域から除外された都道府県における取組等に係る情報共有

基本的対処方針三（3）6）④において、「都道府県は、①③の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。」とされていることを踏まえ、緊急事態措置区域から除外された都道府県は、基本的対処方針三（3）6）①及び③の取組の実施に当たっては、政府に対し、事前に情報共有

を行うこと。

4 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等に係る
情報共有

基本的対処方針三（３）８）④において、「都道府県は、①③の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。」とされていることを踏まえ、緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県は、基本的対処方針三（３）８）①及び③の取組の実施に当たっては、政府に対し、事前に情報共有を行うこと。

(連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・高橋・石田・廣瀬・山野・鈴木・矢部

直通 03 (6257) 3086

e-mail g.sinnngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

特定都道府県等においては、緊急事態宣言の延長に伴い、催物の開催制限等の適正な運用を実施されたい。

事務連絡
令和3年3月5日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、
施設の使用制限等にかかる留意事項等について

今般、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都3県」という。）を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態措置を実施すべき期間を延長し、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、特定都道府県（1都3県）における留意事項等を示す。概要は別紙のとおり。なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。

また、1都3県における緊急事態宣言解除後の取扱いについては、別途通知する。

記

1. 特定都道府県における催物の開催制限

(1) 催物の開催制限の目安

令和3年2月4日付け事務連絡1.(1)①のとおり取り扱うこと。

(2) 人数上限及び収容率要件の解釈

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年9月11日付け事務連絡1.(3)及び令和3年2月26日付け事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。

(3) その他留意事項

① 営業時間短縮等の働きかけ

基本的対処方針三(3)3)を踏まえ、令和3年2月26日付け事務連絡1.(1)③(I)のとおり取り扱うこと。

② 本目安の取扱い

上記の(1)、(2)及び(3)①については、令和3年2月4日付け事務連絡1.(1)③(II)のとおり取り扱うこと。具体的には以下のとおりとする。

【3月2日以前に販売されたチケット】

当該チケットは、令和2年11月12日付け事務連絡1.の目安を超えない限りにおいて、キャンセル不要と扱うこと。

【3月3日から本事務連絡発出まで、及び、本事務連絡発出から周知期間中(最大4日間)までに販売されたチケット】

当該チケットは、3月3日から本事務連絡発出まで、及び、本事務連絡発出から周知期間中(最大4日間、3月6日～9日)まで販売された分について、3月2日以前に販売されたチケットを含めても、令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)の目安を超えない限りにおいて、キャンセル不要と扱うこと。

【周知期間後に販売されるチケット】

当該チケットは上記(1)、(2)及び(3)①のとおり取り扱うこと。

③ 年度末等に向けて行われる行事等

令和3年2月26日付け事務連絡1.(1)③(III)のとおり取り扱うこと。

(4) 緊急事態宣言解除後の取扱い

1都3県が緊急事態宣言の対象から除外された場合は、引き続き、令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)のとおり、目安等を取り扱うこととするが、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、目安の適用期間等は、別途通知する。

2. 特定都道府県における施設の使用制限

令和3年2月26日付け事務連絡2.(1)のとおり取り扱うこと。

なお、本事務連絡1.(4)と同様に、1都3県が緊急事態宣言の対象から除外された場合は、引き続き、令和3年2月26日付け事務連絡2.(2)のとおり、目安等を取り扱うこととするが、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、目安の適用期間等は、別途通知する。

3. 特定都道府県における外出の自粛等

令和3年2月26日付け事務連絡3.(1)のとおり取り扱うこと。

4. その他留意事項

①特定都道府県以外の都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限及び外出自粛の取扱い

1都3県以外の都道府県においては、引き続き、令和3年2月26日付け事務連絡1.～3.のとおり取り扱うこと。

②感染拡大防止に必要な取組の継続

令和2年11月12日付け事務連絡2.～4.、令和3年2月4日付け事務連絡3.及び4.、令和3年2月26日付け事務連絡4.など、都道府県及び関係各府省庁においては、これまでの事務連絡に示された感染拡大防止に必要な取組を継続すること。